四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則の一部を改正する規則

四街道市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付規則（平成３０年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第４号中「所得税又は」を削る。

第７条第１項第１号中「所得税額等」を「市町村民税額等」に改め、同条第２項中「前項」を「第１項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　受給者が用具の給付を受けた日の属する月の末日までの間において、同一児童に対する用具の給付を受ける場合の前項第１号の受給者負担額は、当該額を限度とする。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第７条第１項）

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">市町村民税額等に基づく児童の属する世帯の階層区分</th><th colspan="2">受給者負担額</th></tr>
<tr><th>基準月額</th><th>加算月額</th></tr>
<tr><td>A階層</td><td colspan="3">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td>0円</td><td>0円</td></tr>
<tr><td>B階層</td><td colspan="3">A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯</td><td>1,100円</td><td>110円</td></tr>
<tr><td>C階層</td><td colspan="3">A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯</td><td>2,250円</td><td>230円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">D階層</td><td rowspan="9">A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の年額の区分が次の区分に該当する</td><td>3,000円以下</td><td>D１階層</td><td>2,900円</td><td>290円</td></tr>
<tr><td>3,001円から5,800円まで</td><td>D２階層</td><td>3,450円</td><td>350円</td></tr>
<tr><td>5,801円から8,700円まで</td><td>D３階層</td><td>3,800円</td><td>380円</td></tr>
<tr><td>8,701円から13,000円まで</td><td>D４階層</td><td>4,250円</td><td>430円</td></tr>
<tr><td>13,001円から17,400円まで</td><td>D５階層</td><td>4,700円</td><td>470円</td></tr>
<tr><td>17,401円から22,400円まで</td><td>D６階層</td><td>5,500円</td><td>550円</td></tr>
<tr><td>22,401円から28,200円まで</td><td>D７階層</td><td>6,250円</td><td>630円</td></tr>
<tr><td>28,201円から58,400円まで</td><td>D８階層</td><td>8,100円</td><td>810円</td></tr>
<tr><td>58,401円から75,000円まで</td><td>D９階層</td><td>9,350円</td><td>940円</td></tr>
</table>

	世帯	75,001 円から 96,600 円まで	Ｄ１０階層	11,550 円	1,160 円
		96,601 円から 121,800 円まで	Ｄ１１階層	13,750 円	1,380 円
		121,801 円から 175,500 円まで	Ｄ１２階層	17,850 円	1,790 円
		175,501 円から 221,100 円まで	Ｄ１３階層	22,000 円	2,200 円
		221,101 円から 380,800 円まで	Ｄ１４階層	26,150 円	2,620 円
		380,801 円から 549,000 円まで	Ｄ１５階層	40,350 円	4,040 円
		549,001 円から 579,000 円まで	Ｄ１６階層	42,500 円	4,250 円
		579,001 円から 700,900 円まで	Ｄ１７階層	51,450 円	5,150 円
		700,901 円から 849,000 円まで	Ｄ１８階層	61,250 円	6,130 円
		849,001 円から 1,041,000 円まで	Ｄ１９階層	71,900 円	7,190 円
		1,041,001 円以上	Ｄ２０階層	全額	全額の１０分の１に相当する額。ただし、その額が 8,560 円に満たない場合は、8,560 円。

備考

１　Ａ階層以外の階層に該当する世帯から２人以上の児童が同一の月に用具の給付を受ける場合は、基準月額が最も多額な児童以外の児童については、加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

２　児童に民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条に規定する扶養義務者がい

ないときは、用具の給付に要する費用の負担を求めないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、扶養義務者に準じて負担すべき額を求めるものとする。

３　１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

４　市町村民税額等に基づく児童の属する世帯の階層区分の認定に当たっては、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（平成２９年５月３０日健発０５３０第１２号厚生労働省健康局長通知）別添２徴収基準額表備考２の規定を準用する。

５　災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合は、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをするものとする。

様式第２号を次のように改める。

様式第２号（第５条第１項）

調　　査　　書

申請者氏名			続柄	
児童	氏名		性別	男　・　女
	住所			
	生年月日	年　　月　　日　（満　　歳）		
	疾病名			
	症状			

世帯構成員の氏名	続柄	生年月日	課税状況 年度分　市町村民税	
			均等割	所得割
		年　月　日	□有　□無	円
		年　月　日	□有　□無	円
		年　月　日	□有　□無	円
		年　月　日	□有　□無	円
		年　月　日	□有　□無	円
		年　月　日	□有　□無	円

市町村民税額等に基づく世帯区分	□被保護世帯又は支援給付受給世帯 □市町村民税非課税世帯 □市町村民税課税世帯（□均等割のみ　□均等割及び所得割）
住居状況	□自家　□借家（貸主の承諾　□有　□無）
給付後の生活状況	□自力により動作が可能となる □一部介助により動作が可能となる □給付後においても動作に変化なし □その他（　　）
給付の必要性	□有　□無
給付決定(却下)理由	
給付する用具の名称、型式、規模等	
用具の価格	円
受給者負担額	円　（　　階層に該当）
公費負担額	円
特記事項	□加算有（　　人）（　　円）
調査日及び調査員名	年　　月　　日　　調査員　　㊞

附　則

この規則は、公布の日から施行する。